

創業支援資金のご案内

紹介状を発行するまでには、複数回の面談が必要となり、お時間がかかります。あらかじめご了承のうえ、お申し込みをご検討ください。

制度資金名	資金用途	あっ旋限度額	利率		返済期間 (うち据置月数)	保証料補助率
			本人負担	表面[利子補給]		
創業支援資金	設備	1,500万円 ※ただし 運転の場合は 1,000万円	初めての創業 の場合 0.2%以内	初めての創業 の場合 1.6%以内 [1.4%]	設備の場合 10年以内 (12か月)	初めての創業 の場合 全額補助
	設備/運転(併用)		第二創業 の場合 0.7%以内	第二創業 の場合 1.8%以内 [1.1%]	設備/運転(併用) または 運転の場合 7年以内 (12か月)	第二創業 の場合 1/2
	運転					

特定創業支援事業者として区から認定を受け、かつ初めての創業の場合、3年間無利子になります(4年目以降0.2%以内負担)

申込み方法

STEP1	<p>創業支援資金のあっ旋をご希望の方は、ご予約のうえご来所してください。 商工相談員と面談をします。 【予約受付電話番号：商業・ものづくり課 中小企業支援係 03-5498-6334】</p> <p><商工相談員との面談内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 創業支援資金あっ旋の申込要件に該当するか確認します。 ② 該当する方には、あっ旋を受けるために必要な今後の手続きを説明します。
STEP2	<p>商工相談員のアドバイスを受けながら、申込者自身で創業までの計画を立ててください。 最終的には創業計画書(区指定様式)を含め、必要書類を提出してください。 商工相談員による確認ができましたら、取扱金融機関あての紹介状を発行します。</p>
STEP3	<p>紹介状を取扱金融機関へご提出ください。取扱金融機関で審査を行い、融資の可否が決まります。 なお、信用保証を利用する場合は、東京信用保証協会による審査も行われます。 ※東京信用保証協会の判断により、100%保証または80%保証のどちらかになります。</p>

申込対象

初めての創業	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の代表者でない者が品川区内に創業する場合 ・企業の代表者でない者が品川区内に創業し、事業を継続して5年以内の場合
第二創業	<ul style="list-style-type: none"> ・すでに企業の代表者で、既存の事業とは別に、品川区内で創業する場合 ・すでに企業の代表者で、既存の事業とは別に、品川区内で創業し、事業を継続して5年以内の場合

※個人事業主として創業予定の方は、創業に必要な資金総額の1/3以上の自己資金が必要になります。

〔例〕創業に必要な資金総額が300万円でしたら、100万円以上の自己資金が必要になります。

申込対象外となる場合

- ① 品川区内で創業後、品川区外に移転した場合
- ② 法人設立により創業後、代表者が変更となった場合
- ③ 東京信用保証協会の保証対象業種でない業種を営む場合
- ④ 本パンフレット1ページの「ご利用できる方」の⑥に該当しない事業規模である場合
- ⑤ 申込時点で税金を滞納している場合(分納は未納とみなす)
- ⑥ この資金を返済中の場合

特定創業支援事業

事業内容…経営・財務・人材育成・販路開拓に関する指導

優遇措置…株式会社等を設立する際の登記にかかる登録免許税の軽減ほか

※詳細はお問い合わせください。